

七尾市文化協会 運営に関する規程

(総則)

第1条 この規程は、七尾市文化協会会則第32条により、会の運営に関する必要な事項を定める。

(事務局)

第2条 本協会は事務局を七尾市本府中町モ64 池田家内に置く。

(入会)

第3条 入会申請ができる団体は、七尾市に事務所又は活動拠点を有する団体とし、その申請取扱いは次の通りとする。

- (1) 入会しようとする団体は、別紙様式により申請する。
- (2) 入会の時期は随時とする。
- (3) 入会については常任理事会において審議する。ただし、当分の間は正副理事長会において諮り、理事長が承認するものとする。
- (4) 入会が承認された団体には、承認通知書を送付する。
- (5) 入会する団体及び個人会員は、該当する部門に所属することができる。

(部門)

第4条 本協会には会則第11条により次の部門を置く。

- (1) 園芸
- (2) 華道
- (3) 学芸
- (4) 茶道・趣芸
- (5) 美術工芸
- (6) 舞台芸術
- (7) 邦楽
- (8) 民謡民舞
- (9) 洋楽
- (10) 七尾市中学校文化連盟

(部門常任理事)

第5条 会則第12条7項の内、部門別常任理事数は部門構成団体数により次の基準とする。

- (1) 部門の団体数が1～10の場合は1人
- (2) 部門の団体数が11～20の場合は2人
- (3) 部門の団体数が21～30の場合は3人
- (4) 部門の団体数が41を超える場合は4人

(主催事業の運営)

第6条 理事会により承認された主催事業についての運営は次による。

- (1) 市民文化祭事業の運営は地域を代表する副理事長が推進し、理事長が統括する。
- (2) 市民音楽祭事業は洋楽部門及び邦楽部門がその他の部門の協力を得て推進し、理事長が統括する。
- (3) ふるさと民謡まつり事業は民謡民舞部門が推進し、理事長が統括する。
- (4) その他の主催事業については、理事長が裁定し理事会で報告するものとする。

(共催及び後援)

第7条 加入単位団体が合同で事業を行う場合、本協会が「共催」し、援助を得ることができる。また、加入単位団体が本来の目的達成のために行う事業に対しては、本協会が「後援」し、支援を得ることができる。

2 外部団体に対する共催及び後援については、理事長が裁定し理事会で報告するものとし、原則として経費の負担はしない。

(報告)

第8条 本協会主催事業はじめ本協会が経費を負担した事業は、事業報告並びに会計報告を事業終了後、速やかに書式に基づき事務局へ報告するものとする。

(会費)

第9条 会費は別表1の「文化協会会費基準表」に基づくものとし、正会員会費の団体会費については定額団体会費、年間5,000円と比例額会費(団体申請人数に100円を乗算したもの。但し25,000円を限度とする)を合計した金額とする。個人会員会費は、1人年間5,000円とする。また、賛助会員会費(役員、理事を含む)は、年間1口・5,000円(1口以上)とし、毎年度総会後1ヶ月以内に納入するものとする。

2 入会時が年度の途中であっても会費を納入する。

(役員を選考)

第10条 会長、副会長、監事、理事長及び副理事長の選出は、役員選考委員会をもって行う。

(市民文化祭)

第11条 正会員は、市民文化祭に参加できる。

(支部)

第12条 本協会に次の地域の拠点を置く。

- (1) 七尾地域
- (2) 中島地域
- (3) 田鶴浜地域
- (4) 能登島地域

附則1 この規程は、平成17年4月23日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附則2 この規程は、平成18年1月7日から改正する。

附則3 この規程は、平成27年5月23日から改正し、適用する。

附則4 この規程は、令和4年5月21日から改定し、適用する。

附則5 この規程は、令和5年5月20日から改定し、適用する。

(別表1)

文化協会会費基準表

【団体会費】

内 容	金 額
定 額 会 費	① 5,000円 / 1単位団体
比例額会費 (25,000円限度)	② 100円/1人 × 団体構成人数
団体会費合計	① + ②

【個人会費】

個 人 会 費	5,000円 / 1人
---------	-------------

【賛助会費】

賛 助 会 費	5,000円 / 1口
---------	-------------

- ・ 賛助会費は1口以上とする。
- ・ 賛助会費には役員・理事会費を含む。

附則1 この規程は、平成17年4月23日から施行し、平成17年4月1日から適用する。